

## 野々市市空き家バンク制度実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、市内に所在する空き家の有効活用を通じて、移住及び定住の促進並びに地域の活性化を目的とした空き家バンク制度を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として取得し、現に居住していない建物又は近く居住しなくなる予定の建物及びその敷地で市内に存するものをいう。ただし、賃貸、分譲等を目的とする建物及びその敷地を除く。
- (2) 所有者 空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。ただし、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者を除く。
- (3) 空き家バンク 空き家の売却、賃貸等を希望する所有者から登録の申込みを受けた当該空き家に係る情報を、市内への定住を目的として空き家の利用を希望する者に対し提供する制度をいう。

(適用上の注意)

**第3条** この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み)

**第4条** 空き家バンクに空き家の登録をしようとする所有者は、野々市市空き家バンク登録申込書（別記様式第1号）及び野々市市空き家バンク登録カード（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(空き家の物件調査)

**第5条** 市長は、前条の規定による登録の申込みがあったときは、当該物件の調査を行うものとする。

(空き家の登録)

**第6条** 市長は、前条の規定による物件調査が終了した空き家について、登録の適否を判断し、適当と認められた物件（以下「登録物件」という。）を空き家バンクに登録し、登録の結果を野々市市空き家バンク登録結果通知書（別記様式第3号）により当該所有者に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による物件調査の結果、当該物件が次の各号のいずれかに該当するときは、当該物件を空き家バンクに登録しないものとする。

- (1) 申請内容に虚偽があったとき。
- (2) 当該物件の老朽化が著しいとき又は大規模な修繕が必要なとき。
- (3) その他市長が適当でないとしたとき。

3 市長は、第1項の規定による登録をしていない空き家で、適当と認めるものは、当該所有者に対し、空き家バンクへの登録を勧めることができる。

(登録物件の登録事項の変更)

**第7条** 前条第1項の規定による登録の通知を受けた者（以下「空き家登録者」という。）は、当該登録物件の登録事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を野々市市空き家バンク登録事項変更届出書（別記様式第4号）により市長に届け出なければならない。

(登録物件の抹消)

**第8条** 空き家登録者は、当該登録物件の登録を抹消しようとするときは、野々市市空き家バンク登録事項抹消届出書（別記様式第5号）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、空き家登録者から前項の届出があったとき、登録物件に係る所有権その他の権利に異動が生じたとき又は登録から2年が経過したときは、当該登録物件の登録を抹消するとともに、その旨を野々市市空き家バンク登録抹消通知書（別記様式第6号）により当該登録物件の空き家登録者に通知するものとする。ただし、登録から2年が経過した登録物件については、改めて第4条の規定による登録申込みを行うことにより、再度登録することができる。

(情報の提供)

**第9条** 市長は、必要に応じ、登録物件の情報（空き家登録者の個人情報を除く物件情報に限る。）をホームページ等により広く提供するものとする。

(利用者の要件)

**第10条** 空き家バンクを利用することができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に定住又は滞在を目的として空き家の購入又は賃借を希望し、かつ、公序良俗に反するおそれがない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

(利用の申込み等)

**第11条** 空き家バンクの利用を希望する者は、野々市市空き家バンク利用申込書（別記様式第7号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申込書の提出があったときは、その内容等を確認の上、当該利用希

望者が前条の要件を満たす者であると認めるときは、当該希望物件の空き家登録者に対して当該利用希望者の情報を、当該利用希望者に対して当該希望物件の詳細情報をそれぞれ提供するものとする。

(空き家登録者と利用者の交渉等)

**第12条** 市長は、空き家登録者と空き家バンク利用者との空き家に関する交渉及び売買並びに賃貸借等の契約について、直接これに関与しないものとする。

2 空き家登録者及び空き家バンク利用者は、前項の交渉等に関する一切の問題について、両者で解決を図るものとする。

3 空き家登録者は、当該登録物件に係る交渉等が完了したときは、速やかにその結果を市長に報告するものとする。

(その他)

**第13条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

**附 則**

この告示は、令和5年4月1日から施行する。